

# 設置例9

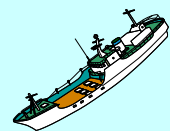
## 灯標による潜堤明示

海岸浸食又は越波被害を防止することを目的とした海岸保全施設である潜堤・人工リーフは、良好な海岸景観の形成に配慮し、周辺環境との調和を図る目的を併せ持つことから、一般的に海面下に整備され、海上又は陸上から視認できない構造となっていますので、付近を航行する船舶が乗り上げる危険性がある場合には、その存在を船舶に知らせる必要があります。

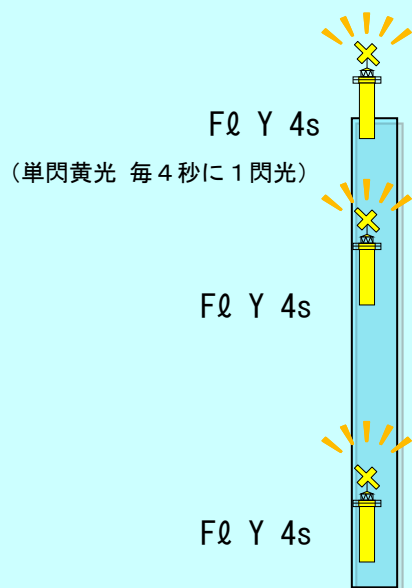
特殊標識	
塗色	黄
灯色	黄
光り方	毎3～5秒に1閃光

### 複数の堤体の場合

F<sub>l</sub> Y 3s      F<sub>l</sub> Y 3s      F<sub>l</sub> Y 3s      F<sub>l</sub> Y 3s  
 (単閃黄光 毎3秒に1閃光)



### 堤体の中間部を明示する場合

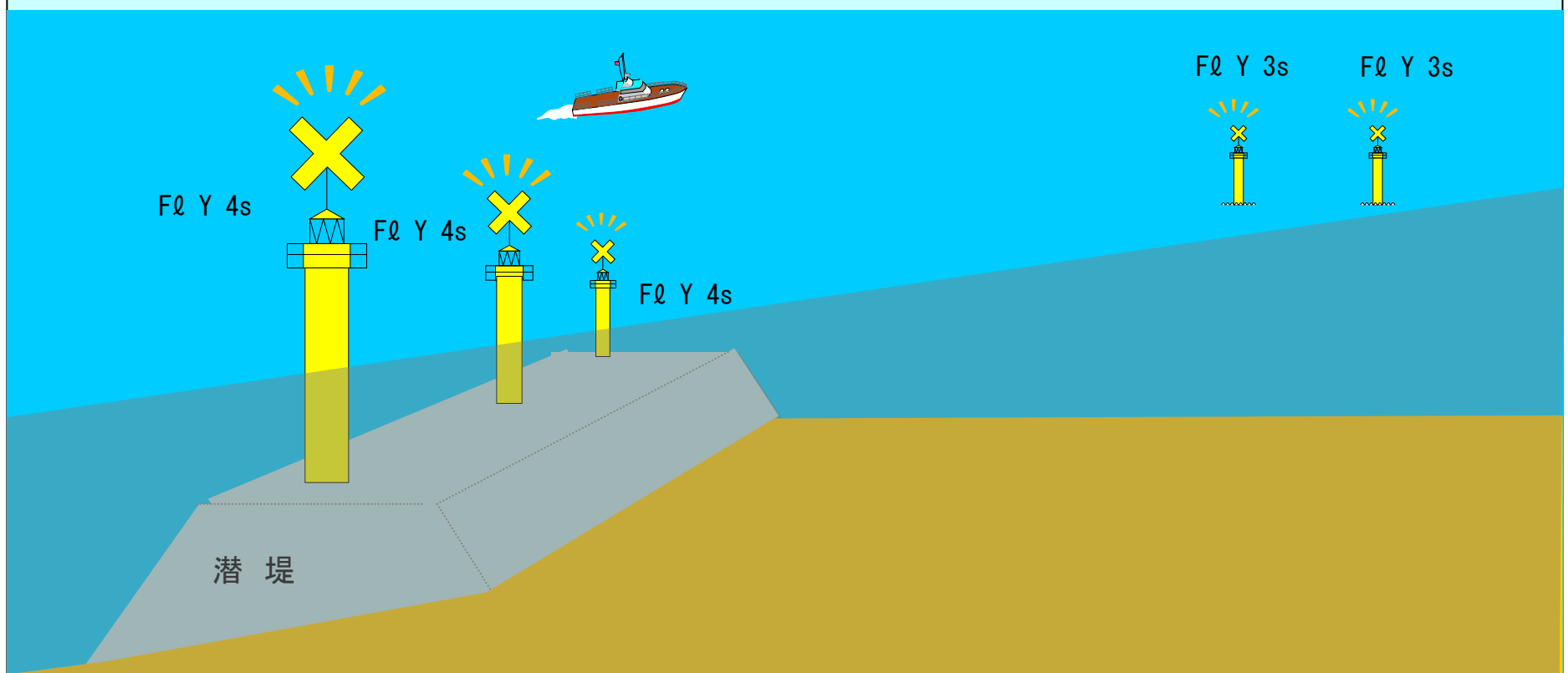


Iso R 6s  
 (等明暗緑光 明3秒 暗3秒)

Iso G 6s  
 (等明暗緑光 明3秒 暗3秒)

同じ周期のものは、同期点滅にする。  
 海上に航路標識を設置する場合は、標体に管理者名及び連絡先を明記してください。

### (透視図)



注) 標識を潜堤の堤体上に設置するか、又は堤体の沖側に設置するか等は、堤体の規模、標識の規模などにより決定します。

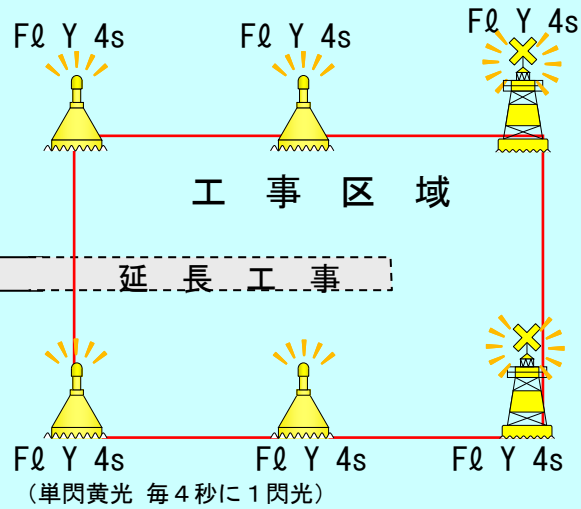
# (4) 工事・作業や区画漁業などの区域を明示したい

航行する船舶に対し、工事・作業、区画漁業の区域又は大規模な漁業施設の区域などの存在を示す場合には、一般的に灯浮標（浮標）、又は灯標（立標）を設置します。

## 設置例10

### 防波堤延長工事の区域明示

特殊標識	
塗色	黄
灯色	黄
光り方	毎3～5秒に1閃光



注) 原則として、許可標識を設置します。  
 近傍の航路標識と同一にならないように灯質（光り方）を選びます。  
 事業地を複数の特殊標識で区域標示するときは、同一の灯質を用い、付近海域に通航船舶が多いところは、これら複数の標識を同期点滅させます。

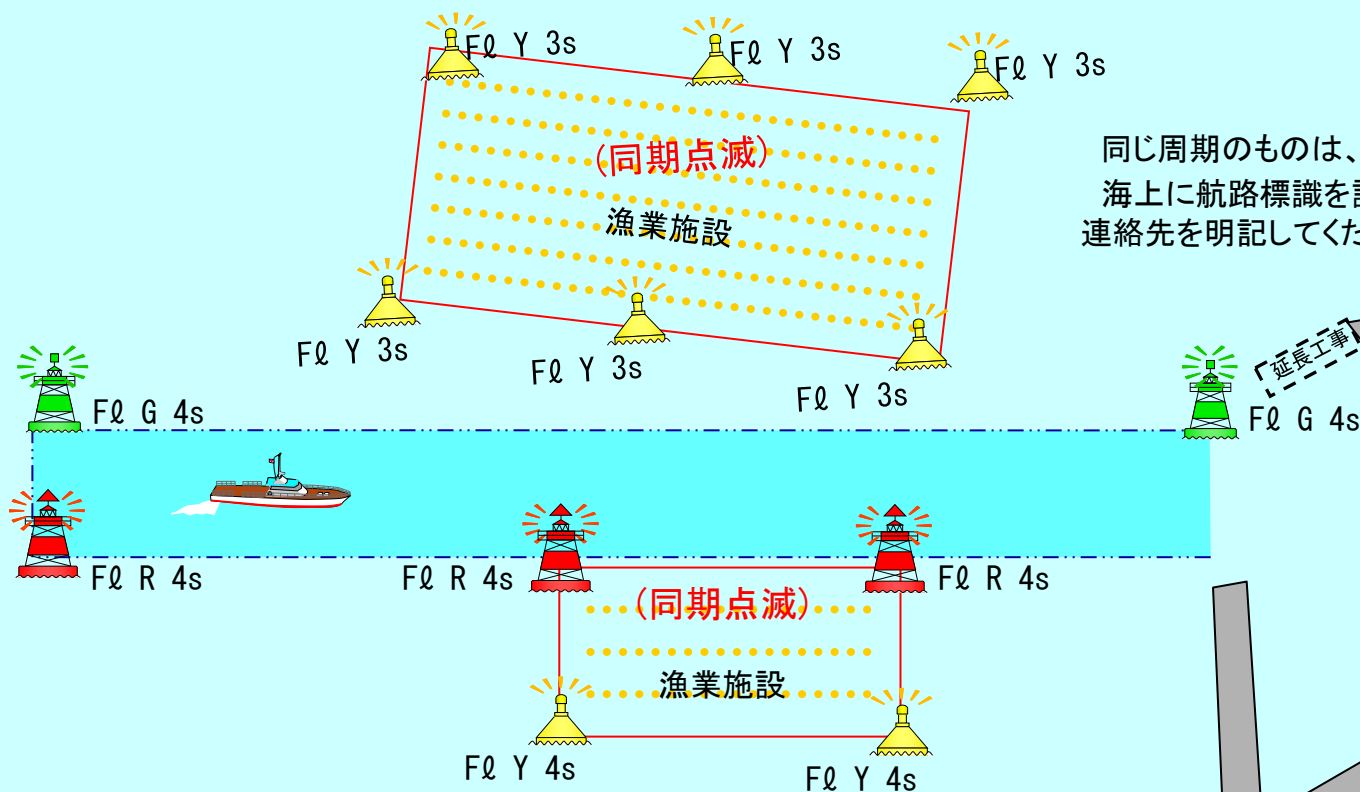
( 許可標識と簡易標識による設置例 )

海上に航路標識を設置する場合は、標体に管理者名及び連絡先を明記してください。

## 設置例11

### 区画漁業などの区域明示

	特殊標識	左げん標識	右げん標識
塗色	黄	緑	赤
灯色	黄	緑	赤
光り方	毎3～5秒に1閃光	毎3～5秒に1閃光	毎3～5秒に1閃光



同じ周期のものは、同期点滅にする。  
 海上に航路標識を設置する場合は、標体に管理者名及び連絡先を明記してください。

( 許可標識と簡易標識による設置例 )

# (5) 海上に設置した構造物を明示したい

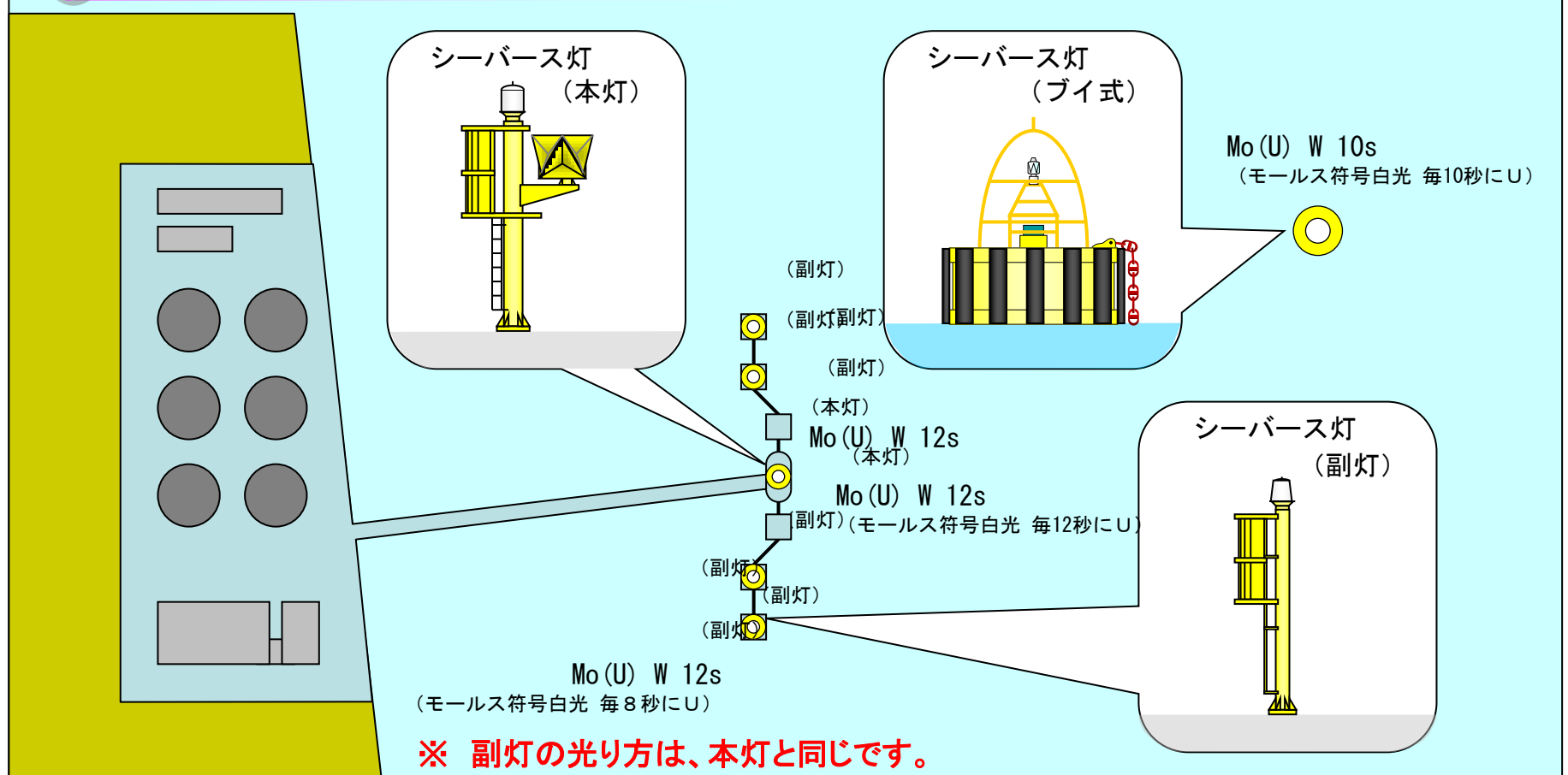
航行する船舶に対し、シーバース、単独の漁業施設（浮魚礁）、波浪観測施設など海上構造物の存在を示す場合には、その構造物に「灯火」を設置します。一般的に、航路標識とは、灯火及び構造物を含む施設を言いますが、この場合は、「灯火」のみが航路標識となります。

灯色	原則として白
光り方	モールス符号光U（・・・） （周期8～15秒）

注）原則として、許可標識を設置します。  
 近傍の航路標識と同一にならないように灯質（光り方）を選びます。  
 シーバース（ブイ式）本体、係留用ブイ等その形状が浮標と類似する構造物は、塗色を黄色にします。

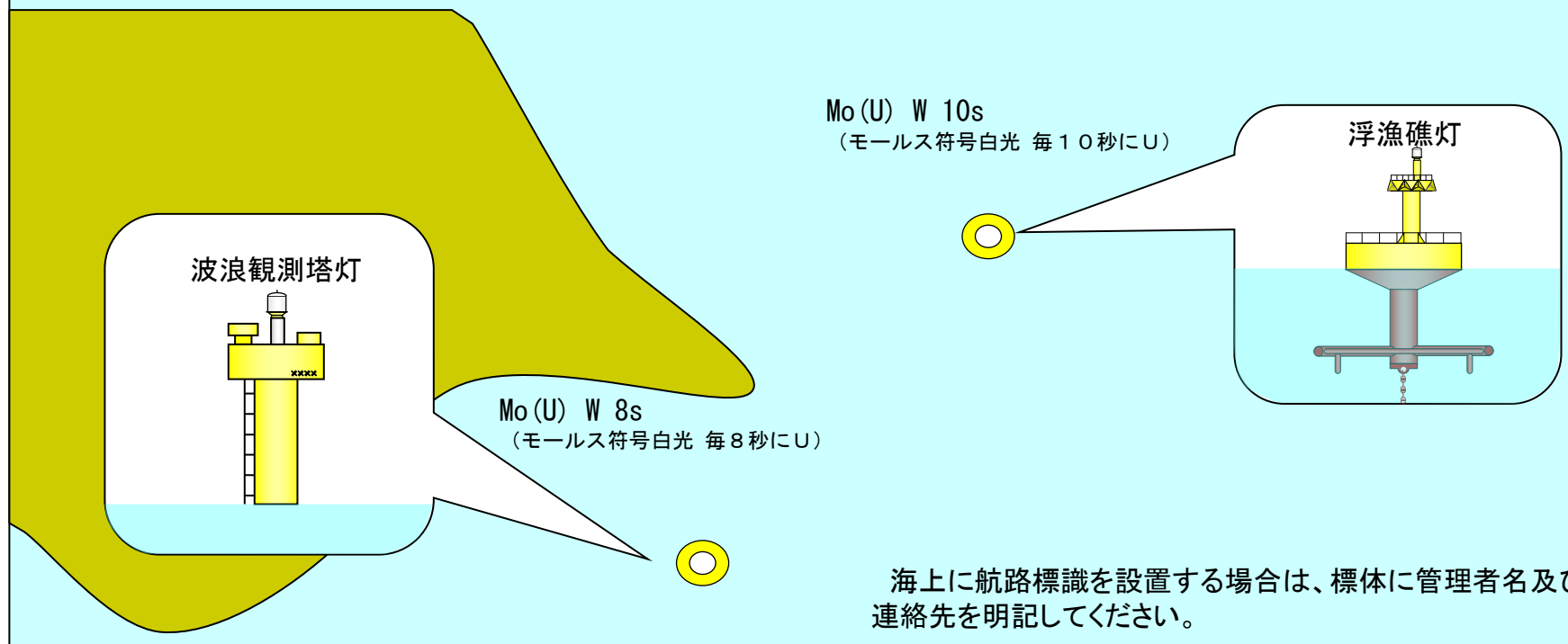
## 設置例12

### シーバースの明示



## 設置例13

### 浮魚礁、観測施設、掘削施設の明示

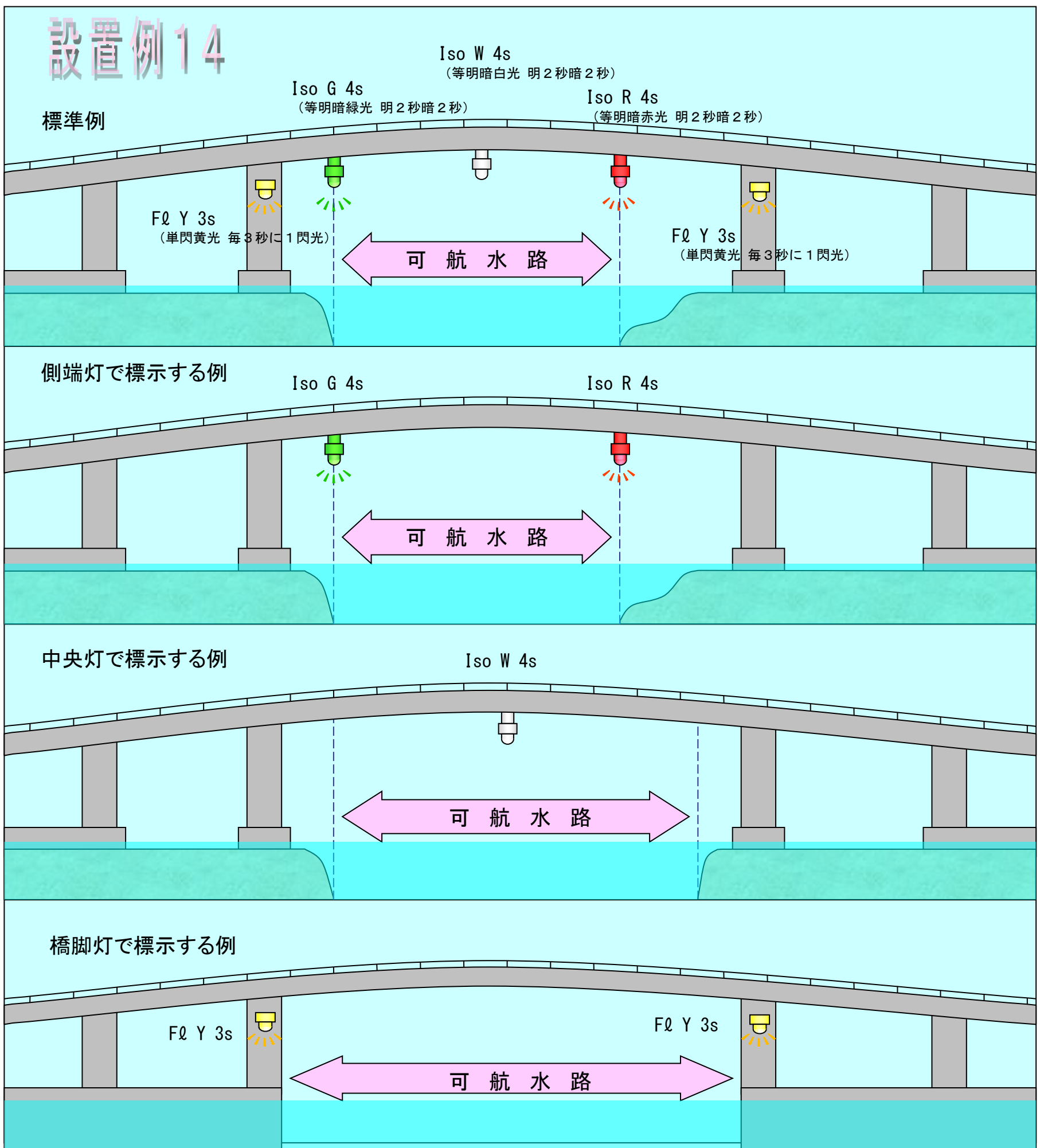


# (6) 海上橋梁下の安全な水路を明示したい

船舶が航行する水域上に橋梁を架設する場合など、航行する船舶に対し、その海上架橋の存在や橋梁下の安全な水路を示す場合には、「橋梁標識」を設置します。  
この橋梁標識のうち、灯火によるものを「橋梁灯」、昼標板によるものを「橋梁標」と言います。

橋梁灯で示す場合、橋梁間の一部が可航水域、又は航路となっているときは、左右の各可航限界上の橋梁に「左側端灯（緑）」及び「右側端灯（赤）」を、可航水路の中央上に「中央灯（白）」を設置します。また、橋脚間の全部が可航水路になっているときは、水路を含む橋脚に「橋脚灯（黄）」を設置します。

	左側端灯	右側端灯	中央灯	橋脚灯
灯色	緑	赤	白	黄
光り方の一例	等明暗光 単閃光 不動光	等明暗光 単閃光 不動光	不動光 等明暗光	不動光 単閃光





## 2 設置する海域の状況把握

航路標識を設置するためには、その標識の設置目的のほか、どのような標識を設置するのが最適であるかを判断するため、一般的には、次に掲げる項目について、設置する海域の特性などを事前に把握する必要があります。

### (1) 船舶の通航実態

航行する船舶の最大船型、種別、隻数、航行ルート、速力などを把握することで、標識種別、設置位置、設置間隔などの判断資料とします。

例えば、航路又は水路を示す灯浮標又は灯標は、通航する最大船型の喫水を考慮して、航行するために必要な水深が確保できる位置に設置することとなります。

### (2) 標識の利用形態

標識を昼夜間ともに利用するのか、どの範囲で標識を利用（初認距離・主利用距離・最短利用距離）するのかにより、標識種別、光の強さ（光度）などの判断資料とします。

例えば、航路又は水路を示す場合は、昼間の利用だけであれば、浮標又は立標などを設置することとなります。

### (3) 海域の自然環境

設置する海域における潮汐の干満差、潮流の速さ、後背地にある夜景灯火の強さ、航路又は水路の水深や底質、波の高さ、防波堤の平均水面上からの高さなどを把握することで、標識種別、施設規模、光の強さ（光度）などの判断資料とします。

例えば、航路又は水路を示す場合は、水深が深いなどの理由により、灯浮標又は浮標の設置が困難であれば、導灯（標）又は指向灯を設置することとなります。

### (4) 対象海域の区分

設置する海域には、その海域に適用される法律等により許可又は届出など制限又は義務などが生ずることとなりますので、関係機関との事前調整が必要となります。

例えば、航路又は水路を示す灯浮標又は浮標を設置する場合は、航路標識法に基づく設置・管理の許可のほか、港則法の適用港であれば工事等の許可（海上保安部署）、港湾法の適用港であれば水域占用許可（県などの港湾管理者）などが必要となります。

## 3 設置する標識種別の選定

設置する航路標識の種別については、前に記載しました「Ⅱ 航路標識の種別と機能」、「Ⅴ-1 設置する目的とその設置例」及び「Ⅴ-2 設置する海域の状況把握」から判断して、選定することとなります。

このほかにも、設置するために必要となる予算（設置費・維持管理費）なども含め総合的に判断する必要があります。

## 4 設置する標識の機能及び規模

設置する航路標識の機能及び規模については、航路標識の視認性能（標識がどの程度離れた地点から利用できるか。）、識別性能（標識を他の標識等とどの程度離れた地点から識別できるか。）及び信頼性能（標識がある自然条件の中でどの程度その基本性能を維持できるか。）を考慮して、次の各機能を基にして決定することとなります。

### (1) 塗色、形状、光り方、灯色

防波堤先端にある港口や航路の左げん側端などを示す航路標識の「意味」については、標識の塗り色や形状又は灯色や光り方（リズム）によって、国内的に統一したルール（Ⅲ 陸上標識 P 5 参照）や国際的に統一された「浮標式」（Ⅳ 海上標識 P 6 参照）などの基本ルールに従う必要があります。

また、港湾の所在を示す防波堤灯台などは、隣接する他の港湾の防波堤灯台などとの誤認を避けるため、これらと誤認しないような光り方を選択する必要があります。

### (2) 光達距離（光りの強さ、高さ）

航路標識の灯火の利用できる（見える）範囲については、光の強さ（光度）及び水面上から灯火までの高さによって決まることとなりますので、どの範囲で標識を利用（初任距離・主利用距離・最短利用距離）するのか踏まえ、光の強さ及び高さを決める必要があります。

また、防波堤灯台や灯浮標などは、設置する海域の自然環境（波の高さ、潮流の速さ等）により、必要となる施設の強度や構造なども含め総合的に判断する必要があります。

## 5 設置後における標識の保守及び管理

### (1) 標識の保守

航路標識を設置する場合には、設置後において、標識の機能を正常に維持するための定期的な保守点検、台風などの通過に伴う施設の確認や防波堤灯台の消灯又は灯浮標が移動したなどの標識事故が発生した場合の復旧作業などの臨時の保守点検が必要となりますので、そのための体制を整備する必要があります。

### (2) 標識の管理（機能の監視及び通報）

防波堤灯台や灯浮標の消灯事故が発生した場合には、船舶の防波堤や灯浮標への衝突などの船舶海難が発生する危険性があります。したがって、このような航路標識の消灯などの事故を早期に発見し、付近を通航する船舶などの関係者に周知するとともに、その復旧作業を行うためには、標識機能を監視し、海上保安部署をはじめとします海事関係者へ通報するための標識機能の監視・通報体制を整える必要があります。



## 6 設置及び管理の許可申請、届け出の手続き

### (1) 許可標識

設置及び管理することとなります航路標識が一定の施設・性能基準を満足する場合には、航路標識法（昭和24年法律第99号）第2条ただし書きの規定に基づく許可を受ける必要がありますので、最寄の海上保安部（P 19 参照）に相談のうえ、許可申請の手続きのための、書類作成を行う必要があります。

なお、これら申請要領、様式等につきましては、各海上保安部のインターネット・ホームページ（アドレスP 19 参照）から閲覧又は入手することができます。

※ 光波標識については、光度（実効光度）15カンデラ以上は許可申請が必要となります。

### (2) 簡易標識

設置及び管理することとなります航路標識が一定の施設・性能基準に満たない場合についても、必要に応じ、設置する海域を航行する船舶への周知等を行う必要がありますので、事前に最寄りの海上保安部（P 19 参照）に相談のうえ、簡易標識の施設、性能の概要や設置管理者の連絡先等を記載した届け出の提出をお願いします。

なお、これら届け出の様式等につきましても、各海上保安部のインターネット・ホームページ（アドレスP 19 参照）から閲覧又は入手することができます。

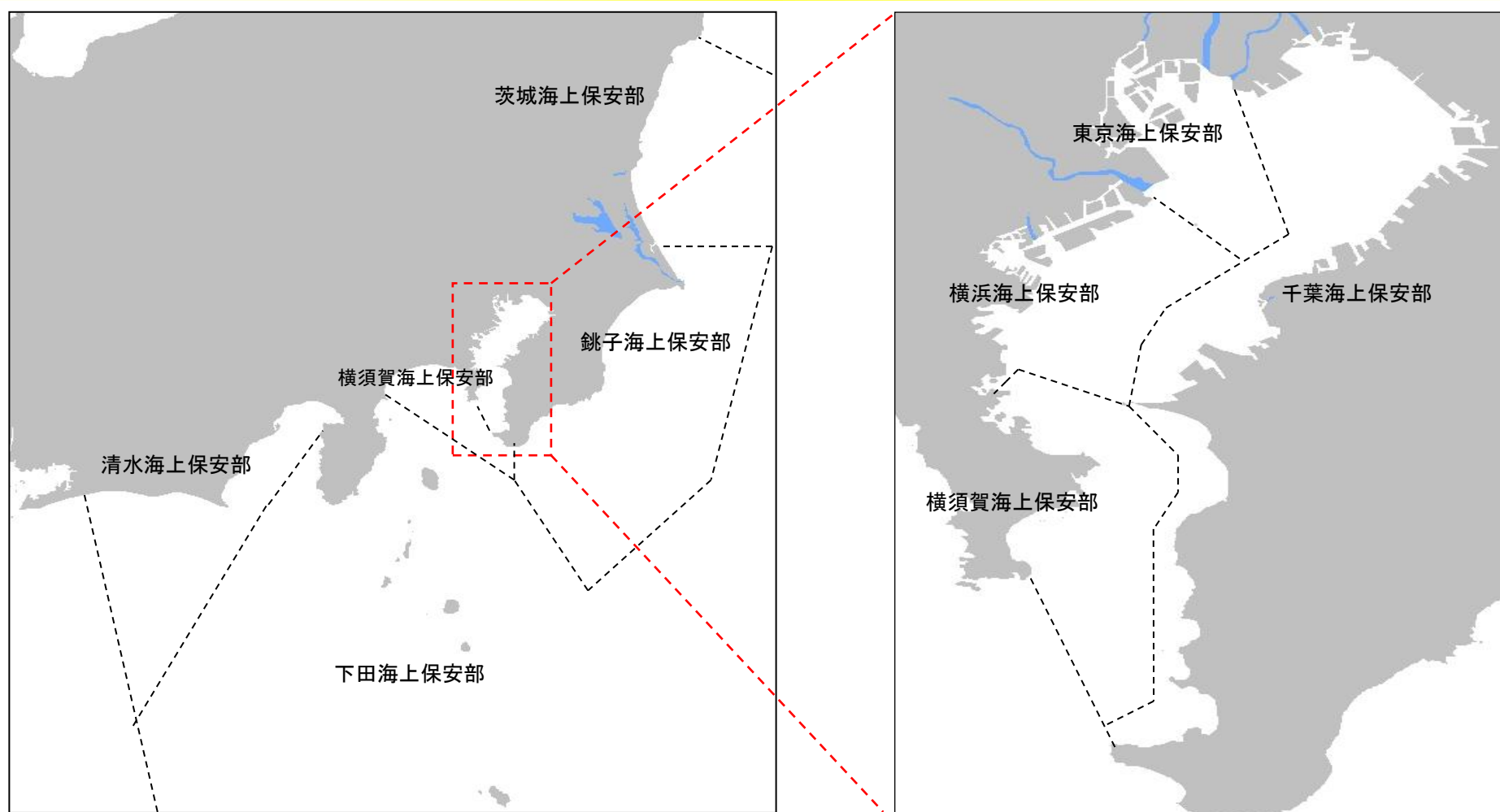
## 7 設置にあたってのその他の留意点

- ① 航路標識を設置しようとする際は、期間に余裕を持って（概ね2～3ヶ月前）、最寄の海上保安部の交通課に相談して下さい。
- ② 実際に、設置する際には、設置海域を管轄する海上保安部（交通課）に事前に連絡して下さい。
- ③ 簡易標識は小規模であるため、許可の対象外となっていますが、設置海域の状況変化等により標識機能を向上（光力の増大、施設の大型化等）する必要がある場合は、許可標識への移行を検討して下さい。
- ④ 設置後、標識機能を正常に維持するため、障害及び故障時に対応出来る十分な予備品を備えて下さい。

# Ⅵ 海上保安部の所在地・窓口・連絡先等一覧

海上保安部の名称(担当窓口)	住所	電話番号 ホームページ・アドレス
茨城海上保安部(交通課)	ひたちなか市和田町3-4-16	029-262-4106 <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/ibaraki/">http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/ibaraki/</a>
千葉海上保安部(交通課)	千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎	043-241-1983 <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/chiba/">http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/chiba/</a>
銚子海上保安部(交通課)	銚子市川口町2-6431	0479-24-6685 <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/choshi/">http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/choshi/</a>
東京海上保安部(交通課)	東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-3570-0641 <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/tokyo/">http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/tokyo/</a>
横浜海上保安部(交通課)	横浜市中区新港1-2-1	045-212-3502 <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/yokohama/">http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/yokohama/</a>
横須賀海上保安部(交通課)	横須賀市市田浦港町無番地 横須賀港湾合同庁舎	046-861-8374 <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/yokosuka/">http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/yokosuka/</a>
清水海上保安部(交通課)	静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎	054-355-0225 <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/shimizu/">http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/shimizu/</a>
下田海上保安部(交通課)	下田市3-18-23	0558-23-0145 <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/shimoda/">http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kan ku/shimoda/</a>

# Ⅶ 各保安部が担当する海域





# 許可標識を設置する場合は許可申請の必要があります

許可標識（光度15カンデラ以上）を設置するときは、次の申請書を最寄の海上保安部交通課に提出し許可を受けてください。

第一号様式

設 置  
航路標識 許可申請書  
設置及び管理

平成 年 月 日

〇〇海上保安部長 殿

申請者 住所 ○○○○  
氏名 ○○○○ 印

設 置 第1条  
航路標識を したいので、航路標識法施行規則 の  
設置及び管理 第1条及び第3条ただし書

規定により、下記の書類を添えて申請します。  
記

- 1 理由書
- 2 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面
- 3 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権限を証する書類
- 4 航路標識の全体を示した図面
- 5 航路標識の機器の構成を示した図面
- 6 告示要項書
- 7 用品の調書

(注) 許可申請書に添付する理由書、図面、書類等の作成については、各海上保安部に備え付けの航路標識の許可申請要領、審査基準及び標準処理期間(各海上保安部インターネット・ホームページにて入手可)を参照願います。

# 簡易標識を設置する場合は届け出をお願いします

簡易標識（15カンデラ未満）を設置するときは、次の設置届を最寄の海上保安部交通課に提出願います。

○○海上保安部長 殿		平成 年 月 日
		設置者名 印
<b>簡 易 標 識 設 置 届</b>		
設 置 年 月 日	平成○○年○○月○○日	
撤去予定年月日	平成○○年○○月○○日	
設 置 目 的	○○防波堤の先端明示、○○港の入港路明示	
設 置 場 所	○○港○○防波堤の先端、○○港の南方沖○○mの海上	
設 置 者 の 住 所 ・ 氏 名	○○○○	
管 理 者 の 住 所 ・ 氏 名	○○○○	
灯 器	製 造 会 社 名	○○○○
	規 格	○○○○
	灯 色 ・ 灯 質	単閃黄光毎3秒に1閃光、群閃赤光毎6秒に2閃光
	光 度	○○カンデラ
	光 達 距 離	○○海里
	電 源	太陽電池
	構 造	材 質 ・ 塗 色
	高 さ	基礎から頂部まで ○○. ○m
		平均水面から灯火まで ○○. ○m
添 付 書 類	(1) 設置位置図 (2) 灯器等のカタログの写し (3) 設置状況の写真	
備 考	事故発生時の連絡先 TEL : ○○○-○○○-○○○○	

## ※記入要領

- (1) 設置者と管理者が異なる場合は、両方記入してください。
- (2) 材質は、ポールの材質を記入してください。
- (3) 撤去予定日は、撤去予定日が分かる場合に記入してください。



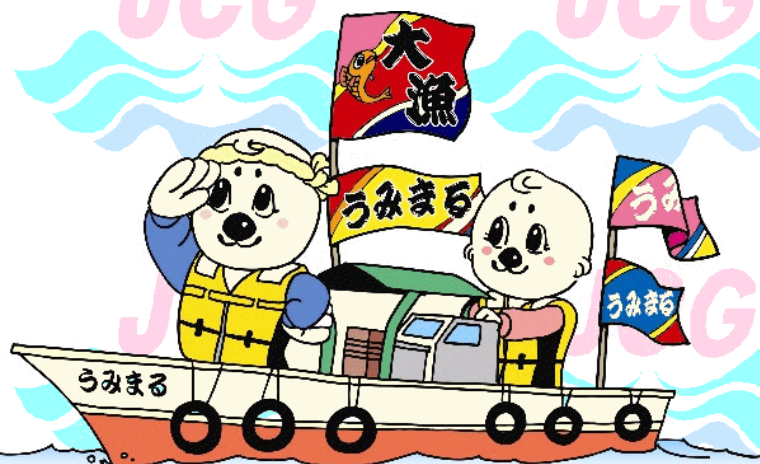
# 3つの約束

2

## 携帯電話の防水

1

## ライフジャケットの着用



3

## 海のもしものは118



第三管区海上保安本部

〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

TEL 045-211-1118

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/>